

労働者派遣法に基づく情報提供

株式会社 システムアドバンス

派遣法第 23 条第 5 項において、派遣事業を行う企業は派遣事業を行う事業所ごとの情報提供を行うことを定められています。「派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)」を以下のとおり、情報開示いたします。

(対象期間：令和 2 年 6 月 1 日～令和 3 年 5 月 31 日現在)

記

1、派遣労働者の数	0 人
2、派遣先事業所数	0 社
3、マージン率	派遣実績なし

マージン率には以下が含まれます。

- ①社会保険料(雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険)
- ②福利厚生費(年次有給休暇、定期健康診断等)
- ③事業運営費・人件費・営業活動諸費用
- ④交通費

4、派遣料金の平均額(1日8時間あたりの額)	0 円(派遣実績なし)
5、派遣労働者の賃金の平均額(1日8時間あたりの額)	0 円(派遣実績なし)
6、教育訓練に関する事項 (対象:全派遣労働者、教育訓練方法:OJT、訓練費負担:なし、賃金の支給:有給)	対象者なし
(1) 一般的教育訓練 ・マナー・コミュニケーション研修、パソコン・ネットワーク知識、情報セキュリティ研修	
(2) 管理職向教育訓練 ・人材育成研修、マネジメント研修	
7、キャリアコンサルティングの相談窓口 サービスマネジメント事業部 大野 TEL:058 216 1243	
8、派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定の締結	労使協定を締結していない

以上